

# 平成 31 年 1 月

## 遊佐町農業委員会第 10 回総会議事録

1. 開催日程 平成 31 年 1 月 25 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 00 分

2. 場 所 遊佐町役場 1 階 議事所

3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について

報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について

報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について

報告事項 4 議第 36 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について」  
の意見書の訂正について

議第 40 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について

議第 41 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について

議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について

議第 43 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について

4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤 誠喜	2	鈴木 寿一	3	渡会 健	4	鈴木 一弥
		6	川俣 義昭	7	菅原 幸男		
9	今野 一彦	10	伊原ひとみ	11	榊原 一男		
13	荒生あや子	14	菅原 善悦	15	佐藤 重一	16	佐藤 充

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
5	高橋 正樹	8	菅原 寛志	12	土門健太郎		

6. 出席農地利用最適化推進委員 (4 名中 4 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
遊佐	大谷 進一	蕨岡	池田 龍介	南西部	今井 彰	北部	高橋 正人

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3 名)

佐藤廉造事務局長、太田英敦係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局長	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 1 月定例会を開催します。 はじめに、本日の出欠状況の報告を荒生懲罰委員長よりお願いします。 (13 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番荒生あや子委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。 欠席委員 3 名、出席委員 13 名で過半数の委員が出席しておりますので、 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立して おります。 なお、農地利用最適化推進委員は全員出席しております。 以上報告を終わります。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。続きまして、総会開催にあたり、会長よりご 挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>1 月も遅くなりましたが、あけましておめでとうございます。 先週の 16 日、私と代理、局長、係長、企画課の担当の 5 名で天童市農業 委員会に行ってきました。 内容につきましては、農地付き空き家対策を天童市農業委員会が取り組 んでいるということで、全国で移住定住に取り組んでいるので、このこと について意見交換してきました。このことについては全員協議会で説明し てもらいたいと思います。 それから、今月に入りまして、青年就農給付金の要件はこれまでの 45 才 未満から 50 歳未満に拡大したということであります。また、今までは親元 から離れたり所有権を取得して得られたわけでありますが、利用権設定で も対象が変わったようです。2 年間の「準備型」と 5 年間の「経営開始型」 とも同額の 150 万円が交付されるようです。詳細については担当係に聞いて もらえればと思います。農水省はもっと早くからこのような要件にして いけば、担い手の確保につながったのかなと思います。 最近、風邪、インフルエンザが流行していますが、体調には十分気を付 けていきましょう。 それでは、本日提出されました案件の慎重審議よろしくお願ひいたしま す。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定によ り、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願い します。</p>
議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名 人の選任を行います。 恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ご ざいませんか。  〈異議なしの声〉 では 9 番今野一彦委員、10 番伊原ひとみ委員にお願いします。 なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に 基づき進行いたします。 始めに、報告事項について、事務局より説明願ひます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	<p>(報告事項、朗読説明)</p>

議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、合計 9 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。補足説明資料は、1 頁をご覧ください。個別に説明させていただきます。</p> <p>番号 61 計 3 筆、408 m<sup>2</sup>  番号 62 計 3 筆、3,130 m<sup>2</sup>  番号 63 計 8 筆、18,496 m<sup>2</sup>  番号 64 計 11 筆、4,368 m<sup>2</sup>  番号 65 計 5 筆、10,195 m<sup>2</sup>  番号 66 計 8 筆、11,164 m<sup>2</sup>  番号 67 計 1 筆、1,013 m<sup>2</sup>  番号 68 計 1 筆、524 m<sup>2</sup>  番号 69 計 12 筆、36,466 m<sup>2</sup></p> <p>以上 9 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、説明いたします</p> <p>農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかなため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>番号 21 計 3 筆、14,679 m<sup>2</sup>  解約の事由は、所有権移転のためです。  売買については議第 42 号(1)番号 20 に記載しているとおりです。</p> <p>報告事項 3. 賃借料の変更通知書の受理について  番号 5 計 3 筆、6,618 m<sup>2</sup>  賃借料の単価を 20,000 円から 17,000 円に変更します。</p> <p>報告事項 4. 議第 36 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について」の意見書の訂正について  総会議案書は 6 頁をご覧ください。</p> <p>この件につきましては、12 月総会において許可相当として県知事に進達したのですが、造成の工期が 4 月 30 日までと短く設定してしまっていたため、8 月 31 日までに訂正したいということで庄内総合支庁農業振興課にも了解を得て、申請書、意見書を提出しておりますので、報告いたします。  以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。 (質問・意見なし)</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議第 40 号 農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。 (事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)

事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は1頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による賃借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号4 計1筆、1,000㎡</p> <p>単価は2,000円、総額2,000円で、期間は10年間です。</p> <p>同一人と再設定のため、現地調査は依頼しておりません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第40号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第40号 農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第41号 農地法第3条の規定による使用賃借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。審査基準書は2頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による使用賃借権設定許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。</p> <p>番号17 計1筆、881㎡</p> <p>農業者年金の特例付加年金を受給するため、後継者に使用賃借権を設定するものです。酒田市の農地については酒田市農業委員会に同様の申請を行い、年金の手続きについても同農業委員会事務局で進めているとのことでした。貸人、借人の関係は親子です。</p> <p>現地調査については伊原委員に行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それではこの案件について、10番伊原ひとみ委員より、現地調査の報告をお願いします。</p>
10番伊原ひとみ委員	<p>1月14日に現地調査に行ってきました。農地の半分くらいはきれいに整地されておりましたし、もう半分はキャベツが残っているような状態でした。お電話でお話を伺いました。お父さんにお話を伺いましたが、農地のほとんどは酒田市の遊佐町はここ1箇所しかないですし、今までも息子夫婦と親子4人で農業やりましたので、これからも変わりなく作っていくとお話を伺いましたので、何も問題ないと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。ただいまの議案の事務局説明と現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p>

	<p>(質問、意見なし)</p> <p>それでは議第 41 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 41 号農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは補足説明申し上げます。審査基準書は 3 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転が 1 件、(2) 利用権設定は新規設定が 2 件、再設定が 17 件となっております。計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1) 所有権移転について</p> <p>番号 20 計 3 筆、14,679 m<sup>2</sup>、 単価は 500,000 円、総額 7,339,500 円</p> <p>現地調査については鈴木寿一委員より行っていただきましたので、このあと報告をお願いします。</p> <p>譲受人は、農地所有適格法人の代表取締役で、譲受人の世帯の全ての農地が農地所有適格法人に貸付けているため、経営面積は 0 となっております。経営面積 0 では売買できませんが、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者に限る。）が当該農地所有適格法人に前項第二号に規定する土地について利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合に基づき、利用権設定を前提に所有権移転を行うことができます。</p> <p>なお、次に説明します利用権設定で、譲受人から農地所有適格法人へ賃貸借契約が結ばれます。</p> <p>(2) 利用権設定について</p> <p>番号 67 から 70-1、70-2 は同一人と再設定です。</p> <p>番号 67 と 68 の借人は同一人です。期間はどちらも 3 年です。</p> <p>番号 67 計 1 筆、1,122 m<sup>2</sup> 単価は 17,000 円です。</p> <p>番号 68 計 5 筆、20,628 m<sup>2</sup> 単価は 5,000 円と 17,000 円です。</p> <p>番号 69 計 1 筆、3,089 m<sup>2</sup> 期間は 10 年、単価は 19,000 円です。</p> <p>番号 70-1、70-2 は農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約です。</p> <p>番号 70-1、70-2 計 17 筆、15,918 m<sup>2</sup></p>

期間は3年、単価は総会議案書のとおりです。

番号71は新規に設定です。

番号71 計3筆、5,182 m<sup>2</sup>

期間は9年10ヶ月、単価は10aあたり5,000円です。

今回新規に利用権設定となった理由は、貸人の体調面から自作が難しくなったためです。貸人は平成30年11月総会でも、同借人を相手にこの他の土地に利用権設定をしております。期間が年単位ではない理由は、11月総会で設定した利用権の期間の終期に合わせることで、更新の手間を軽減するためです。

番号72から81は同一人と再設定です。

番号72 計8筆、22,690 m<sup>2</sup>

単価は19,000円で、期間は5年です。

番号73と74-1、74-2の借人は同一人です。

単価はどちらも17,000円です。

74-1、74-2は農地利用集積円滑化団体である農協を介した契約になります。

番号73 計5筆、11,073 m<sup>2</sup>

期間は10年です。

番号74-1、74-2 計1筆、2,930 m<sup>2</sup>

期間は5年です。

番号75 計3筆、4,100 m<sup>2</sup>

期間は3年、単価は17,000円です。

番号76から80の借人は同一人です。期間はすべて10年です。

番号76 計1筆、1,325 m<sup>2</sup>

単価は10,000円です。

番号77 計1筆、2,550 m<sup>2</sup>

単価は水利費込で20,000円です。

番号78 計1筆、1,638 m<sup>2</sup>

単価は10,000円です。

番号79 計1筆、806 m<sup>2</sup>

単価は3,000円です。

番号80 計2筆、1,012 m<sup>2</sup>

単価は10,000円です。

番号81 計3筆、3,233 m<sup>2</sup>

期間は10年、単価は水利費込で20,000円です。

番号82は新規に設定となります。

番号82 計3筆、14,679 m<sup>2</sup>

期間は6年7ヶ月、単価は2,500円です。

先程所有権移転番号20で説明したとおり、所有権移転には利用権設定の必要があることから、設定するものです。なお期間については、他の貸付地と終期を揃え、更新の手間を省くため、年単位ではない設定となっております。

次の番号83から85の借人は同一人です。

期間は10年、単価は水利費込で20,000円です。

番号83 計1筆、2,731 m<sup>2</sup>

番号84 計2筆、2,170 m<sup>2</sup>

	番号 85 計 1 筆、2,455 m <sup>2</sup> 以上です。
議長	それでは、所有権移転の番号 20 について、2 番鈴木寿一委員より、現地調査の報告をお願いします。
2 番鈴木寿一委員	この天気で、現地は白くてちょっと分かりませんでした。私の田も近くにあって、毎年一緒に作ってる状況です。ササニシキを作っているそうです。20 町歩から 30 町歩くらいの面積の経営で、一家総出で一生懸命頑張ってますので、何ら問題はないと思います。 以上です。
議長	この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、佐藤重一委員長より報告をお願いします。 (15 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
15 番 佐藤重一会長代理	1 月 18 日に、202 会議室で 7 名中 6 名が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。
議長	ただいまの事務局説明と現地調査報告に対し、何か質問意見等はございますか。  (質問・意見なし)  それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。  (出席委員全員挙手)  全員賛成ですので、議第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、議第 43 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます (事務局長が挙手し、議長が指名する)
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。審査基準書は 8 頁から、補足説明資料は 3 頁からご覧ください。 議案書の 20 頁、21 頁の下段に、意見依頼書を掲載しております。 番号 3 計 5 筆 9,644 m <sup>2</sup> です。 申請地の南隣の土地まで農振除外されております。 地区への説明会は昨年 11 月 30 日に開催しており、関係法令を遵守すること、周辺地域に対し損害を与えるような状況が発生した場合は全面的に申請者の責任で賠償に応じることという意見を付して、12 月 12 日付けで区長さんから同意書が出ております。隣接同意は、現在収集中のことです。 番号 4 計 1 筆、1,203 m <sup>2</sup> です。 申請地の南側に水路、北側、西側に地目が畑の土地がありますが、長年作られていないようです。西側の田んぼとは高低差があります。

	<p>農振法第 13 条第 2 項では、農用地区域から除外する要件については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 他に代替する土地がないこと</li> <li>2. 農地の集団化、作業の効率化等に影響を及ぼさないこと</li> <li>3. 農地の利用集積に支障を及ぼさないこと</li> <li>4. 農道・水路等の機能に支障を及ぼさないこと</li> <li>5. 土地改良事業から 8 年以上経過していること</li> </ol> <p>以上の全てに該当する必要がありますが、全て要件を満たすと考えます。</p> <p>以上、農用地区域からの除外について、変更事由相当として回答してよろしいかご審議をお願いいたします。</p> <p>いずれも 18 日に現地調査を行っております。</p> <p>3 番については、齋藤土地専門部会長、今野副部会長、鈴木一弥委員、今井推進委員の 4 名で、4 番については、齋藤部会長、今野副部会長、菅原幸男委員の 3 名でそれぞれ現地調査を行っておりますので、報告をお願いしたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは 1 番齋藤土地専門部会長より番号 3 と 4 併せて、現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(1 番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番齋藤誠喜委員	<p>まず、番号 3 の方からですが、1 月 18 日に現地調査を行いました。基準書の 8 頁で位置図と字限図がありますが、国道のすぐ東側にありまして、以前のところよりは南側に来ております。</p> <p>写真ですが、雪であまりよく見えなかったのですが、葦や雑木が生えている状態でした。次の 10 頁が航空写真となっておりますが、申請地の国道沿いの北側は畑として耕作されている状態で、畑の東側に砂取りした後松を植林したような状況でした。申請地の南側は企業の建物があるような状態です。</p> <p>補足説明書に配置計画がありまして、国道から細いところが通路で、真ん中の辺りに事務所で、一番奥の方にプラントが計画されているということでした。畑のすぐ脇は通路、駐車場ということで、耕作には悪影響はないのではないかなという感じで見てきました。</p> <p>今回は農振除外ということですので、周りに悪影響がないということで農用地区域より除外しても問題はないかなというふうに見てまいりました。</p> <p>次に 4 番の方に移ります。4 番の方ですけれども、基準書の位置図と字限図で、事務所のすぐ北側の位置に申請地があります。</p> <p>次の頁の写真ですが、これも雪が降っておりまして、なかなかよくわかりませんが、荒れ地で雑木の成木も見えるような状態でありました。申請地の周りを見ても同じような荒地状態のようで、きちんと耕作しているところには悪影響は与えないような場所だと見てきました。</p> <p>除外しても問題はないと見てまいりました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、次に 9 番今野副部会長からも 2 件併せてお願いします。</p> <p>(9 番今野一彦委員が挙手し、議長が指名する)</p>
9 番今野一彦委員	<p>はじめに番号 3 の方ですけど、周辺農地に対する被害予想が懸念される場所ですけど、国の定める環境基準を十分クリアできる最新鋭のプラン</p>



	<p>トを導入するため被害はないと思われます。</p> <p>周辺農家の同意があれば問題はないのかなと見てきました。</p> <p>続きまして番号 4、以前は畑として利用していた時もあったと思いますが、現地調査の写真を見てもらうと分かるとおりに荒れていました。周辺も雑木が生えており、資材置場及び駐車場にしても影響はなく、問題はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>4 番鈴木一弥委員より 3 番について現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(4 番鈴木一弥委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番鈴木一弥委員	<p>今、部会長の方からも話ありましたが、農振除外については問題はないと思われます。ただ、現状のプラントをみると、近隣の農家の人に話を聞いてみると、春先に西風、北風が吹くと独特の香りがすると。何年か前にその香りの対策の工事をしたそうですが、体に害はないんだろけども気になる。今、移転してくれるのならばそれに越したことはない、そのような話でした。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>今井推進委員より 3 番について現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(今井推進委員が挙手し、議長が指名する)</p>
今井 彰推進委員	<p>事務局、部会長はじめ、今までの話のとおりであります。農振除外については問題ないと思われます。</p>
議長	<p>最後に、7 番菅原幸男委員より 4 番について現地調査の報告をお願いします。</p> <p>(7 番菅原幸男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番菅原幸男委員	<p>私も除外しても問題ないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(6 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
6 番川俣義昭委員	<p>今、この場所の農振除外の件で審議しているわけですが、以前許可したところはここに移るのだと思うのですが、その点と、将来許可になったらここを整地するために砂を取るのかなと、最終的にどのような絡みになるのかなということをお聞きしたいと思われます。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>はじめに 1 点目の件ですが、許可をいただいたとおりにストックヤードとして利用すると。こちらはプラントとその前に仮置きしておくストックヤードと事務所を整備するという事です。</p> <p>それから、申請地の土地の状況としては、ほぼほぼ国道と同じレベルで、ただ東側に向かうにつれて若干高くなっているのかなというところはあると思いますが、丘陵地帯になっているわけではないと思われます。</p> <p>転用の許可がおりれば、農地ではなくするということなので、転用の許可で整地をしてプラントを建設するということになります。</p>
議長	<p>転用すれば、若干は砂は出てくるでしょう。</p> <p>その他にありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し採決いたします。議第 43 号 遊佐農業</p>

	<p>振興地域整備計画の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 43 号 遊佐農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>事務局から 1 点報告させていただきたいと思います。</p> <p>先月総会でだいぶご議論いただきました駐車場の農地転用の件ですが、1 月 4 日に部落の区長さんに電話でお話を伺いました。</p> <p>申請者から建設する施設等の計画については説明はあったのですかと伺いましたところ、申請者から説明を聞いているということでした。それで部落の住民の方にも説明してますということでしたのでご報告申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>今の件に関しまして質問ありませんか。</p> <p>(委員・事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 1 月の定例総会を閉会します。ご協力ありがとうございました。</p>